

資料編

1 産業廃棄物とは

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに分類されており、事業活動から排出された廃棄物の内、法令で定められた20種類（表1-1）に該当するものが産業廃棄物となります。一般廃棄物（家庭系ごみ及び事業系ごみ）は市に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は排出した事業者が処理責任があります。

なお、感染性産業廃棄物等、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものは特別管理産業廃棄物に位置付けられています。

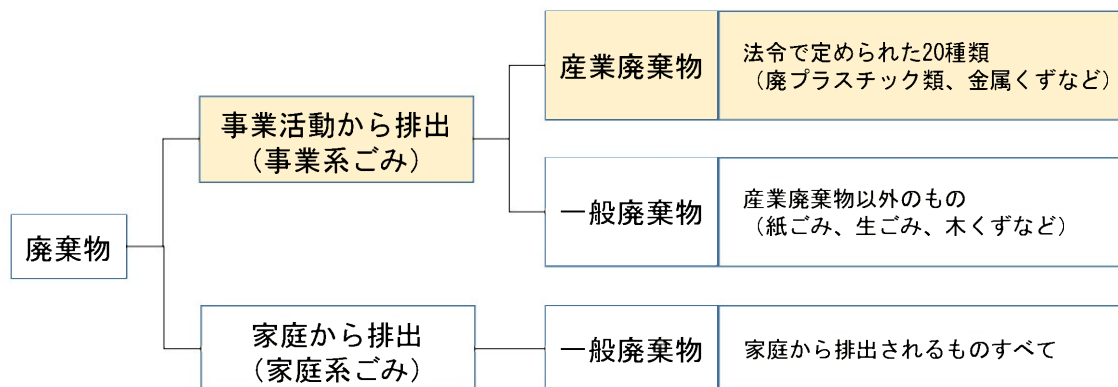


図1-1 廃棄物の分類

表1-1 産業廃棄物の種類（20種類）

種類		具体的な例
1	燃 え 殻	産業廃棄物の焼却灰、炉掃出物、廃活性炭
2	汚 泥	ビルビット汚泥、下水道汚泥、廃水処理汚泥
3	廃 油	潤滑油系廃油、廃食用油、油性塗料廃溶剤、廃インク
4	廃 酸	酸洗浄廃液、メッキ廃液、酸性の果汁（レモン水など）
5	廃アルカリ	アルカリ洗浄廃液、メッキ廃液、アルカリ性洗剤
6	廃プラスチック類	プラスチック製品の廃棄物、合成繊維くず、廃タイヤ、乾燥した塗料
7	紙 く ず※	壁紙、梱包紙、製本くず、印刷くず
8	木 く ず※	廃木材、おがくず、木切れ、型枠、伐木、伐根
9	織 維 く ず※	天然繊維くず（木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維製の衣類や畳等）
10	動植物性残さ※	鳥、獣、魚の骨、あら、甲殻、野菜くず、貝殻等（食料品製造かす）
11	動物系固形不要物※	牛、馬、豚、鶏、その他食鳥
12	ゴ ム く ず	天然ゴムくず（合成ゴムのくずは廃プラスチック類）
13	金 属 く ず	缶（飲料缶・ペンキ缶等）、廃工具、研磨くず、金属スクラップ等
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	空びん、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード
15	鋳 さ い	スラグ、廃鋳物砂、金属スラグ
16	がれき類 （工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	工事に伴って生じるコンクリートの屑 （セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材等）
17	動物のふん尿※	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿
18	動物の死体※	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
19	ばいじん※※	電気集じん機・サイクロン・湿式集じん機の捕集ダスト
20	上記1から19を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化化物

※業種限定のあるもの

※※大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじん、集じん施設で集められたもの

排出量に対する再生利用量、減量化量及び最終処分量の構成比を業種別、種類別に図 2-2 及び図 2-3 に示します。

排出量の多い建設業、製造業及び電気・水道業をみると、再生利用率は建設業が 88.2%と最も高くなっており、減量化率は電気・水道業が 93.7%と最も高くなっています。最終処分量は建設業が 5.2%と最も高くなっています。

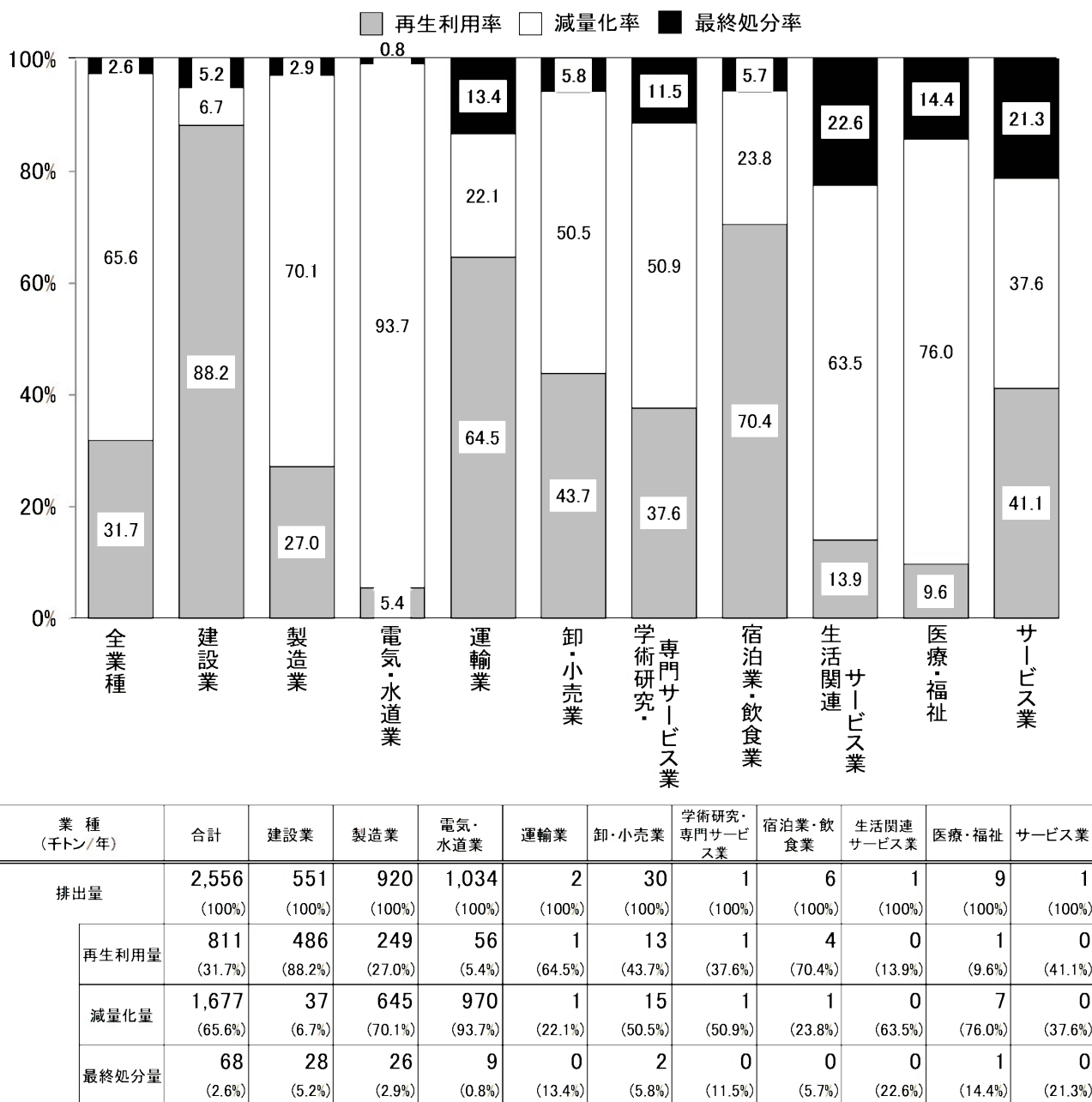
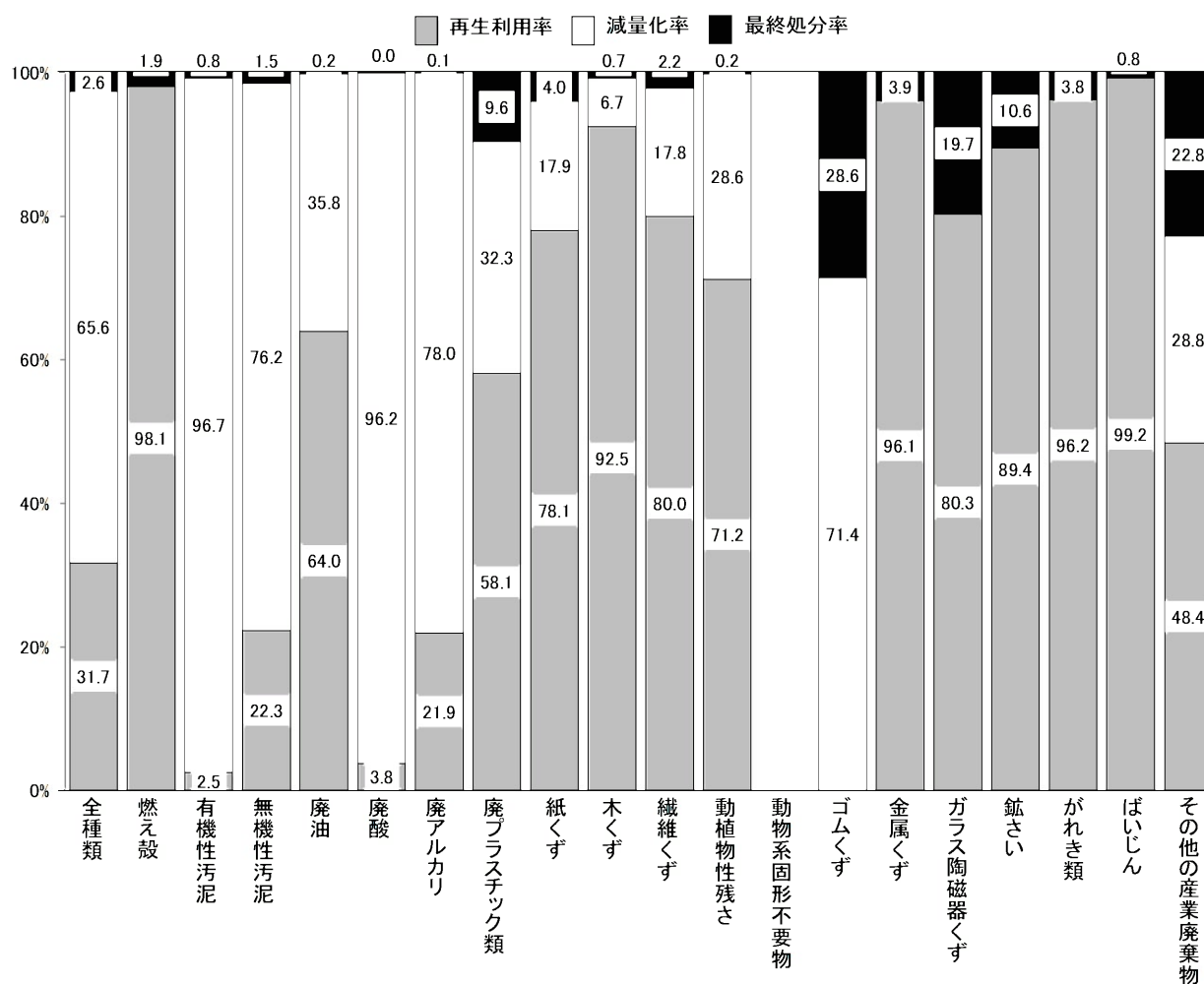


図 2-2 業種別の排出量に対する再生利用量、減量化量及び最終処分量の構成比

種類別の中で排出量が100千トンを超える有機性汚泥、無機性汚泥、廃酸及びがれき類についてみると、有機性汚泥、無機性汚泥及び廃酸は減量化率が高くなっており、がれき類は再生利用率が高くなっています。

汚泥及び廃酸は、脱水や焼却により大幅に減量するため、減量化率が高くなっています。がれき類は、コンクリート片や廃アスファルトが路盤材等にリサイクルされているため、再生利用率が高くなっています。

また、その他の産業廃棄物は、複数の種類の廃棄物が混合された状態で排出されたもので、再生利用するためには選別等の手間がかかるため、最終処分率が高くなっていると考えられます。



種類: 無変換 (千トン/年)	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	2,556	7	1,029	631	53	112	53	43	4	35	0	7		0	18	87	28	336	64	51
再生利用量	811	7	26	141	34	4	12	25	3	33	0	5			17	70	25	323	63	24
減量化量	1,677		995	481	19	108	41	14	1	2	0	2		0						15
最終処分量	68	0	8	9	0	0	0	4	0	0	0	0		0	1	17	3	13	1	12

※種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比をみるため、この図表では中間処理による廃棄物の種類の変化を考慮していない。廃油、廃酸、廃アルカリ等に最終処分量が表示されていますが、実際には、中間処理により燃え殻やばいじん、汚泥等となったものが最終処分されています。

図 2-3 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量及び最終処分量の構成比

(2) 排出の状況

業種別・種類別の排出量を表 2-1 に示します。

有機性汚泥の排出量は 1,029 千トンで、そのうち電気・水道業から 808 千トンが排出されており、これは主に下水道処理に伴う汚泥です。その他、生産活動に伴い製造業から 206 千トンが排出されています。

無機性汚泥の排出量は 631 千トンで、そのうち製造業から生産活動に伴い 322 千トンが排出されています。その他、上水道処理に伴い電気・水道業から 202 千トンが排出されています。

がれき類の排出量は 336 千トンで、建築物の新築や解体、道路工事の際に発生するコンクリート片や廃アスファルトなど、建設業から 320 千トンが発生しています。

表 2-1 業種別・種類別の排出量

(単位:千トン/年)

種 類 \ 業 種	合計	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	医療・福祉	サービス業
合計	2,556	551	920	1,034	2	30	1	6	1	9	1
燃え殻	7		1	6							
有機性汚泥	1,029	0	206	808	0	13	0	1	0	0	
無機性汚泥	631	106	322	202	0	0	0			0	0
廃油	53	0	49	0	0	1	0	2	0	0	0
廃酸	112	0	112	0	0	0	0			0	
廃アルカリ	53	0	52		0	0	0			0	0
廃プラスチック類	43	10	17	0	1	10	0	2	0	2	0
紙くず	4	3	1								
木くず	35	32	3	0	0	0					0
繊維くず	0	0	0								
動植物性残さ	7		7								
動物系固形不要物											
ゴムくず	0		0				0				
金属くず	18	8	7	0	0	2	0	0	0	0	0
ガラス陶磁器くず	87	41	45	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい	28	0	27								
がれき類	336	320	13	3		0					
ばいじん	64		52	12							
その他の産業廃棄物	51	30	6	5	0	2	0	0	0	7	0

(3) 処理の状況

業種別・種類別の再生利用量を表 2-2 に示します。

がれき類の再生利用量は 323 千トンで、そのうち建設業が 315 千トンとなっており、これは建設工事に伴い発生するコンクリート片や廃アスファルトです。

無機性汚泥の再生利用量は 141 千トンで、そのうち建設業が 72 千トンとなっています。その他、製造業が 47 千トン、電気・水道業（浄水場）が 22 千トンとなっています。

表 2-2 業種別・種類別の再生利用量

(単位:千トン/年)

種類	業種	合計	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	医療・福祉	サービス業
合計		811	486	249	56	1	13	1	4	0	1	0
燃え殻※		21	0	14	6	0	0	0	0		0	0
有機性汚泥		14	0	6	6		1		0	0	0	
無機性汚泥		141	72	47	22	0	0	0			0	
廃油		34	0	30	0	0	1	0	2	0	0	0
廃酸		2	0	2			0					
廃アルカリ		9		9		0	0					0
廃プラスチック類		24	8	5	0	1	8	0	1	0	0	0
紙くず		3	3	0								
木くず		33	30	3	0	0	0					0
繊維くず		0	0	0								
動植物性残さ		5		5								
動物系固形不要物												
ゴムくず												
金属くず		17	8	7	0	0	2	0	0	0	0	0
ガラス陶磁器くず		70	33	36	0	0	0	0	0	0	0	0
鋳さい		25	0	25								
がれき類		323	315	5	2		0					
ばいじん※		68		53	15							
その他の産業廃棄物		24	17	1	4	0	1	0	0	0	0	0

※中間処理後に発生したものを含む。

再生利用量を利用用途別にみると、土木・建設資材が422千トンと最も多く、次いでセメント原材料が116千トン、土壌改良材が81千トン、燃料が58千トンとなっています。

再生利用量の多い種類をみると、がれき類は土木・建設資材、無機性汚泥は土壌改良材と土木・建設資材、ガラス陶磁器くずは土木・建設資材等、ばいじんはセメント原材料として利用されています。

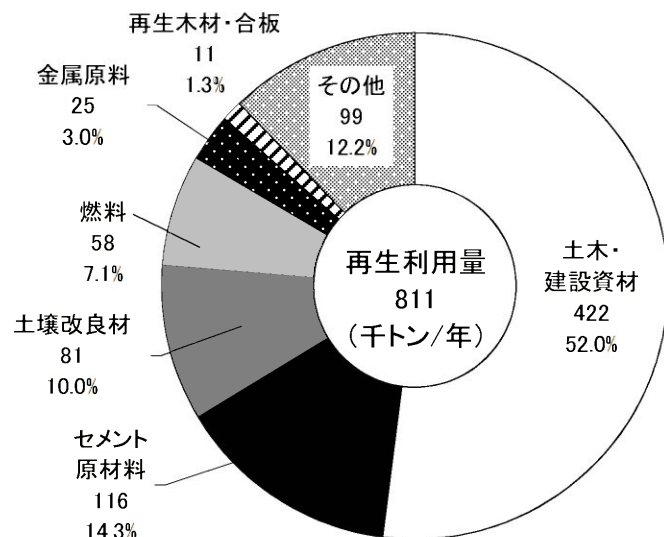


図 2-4 利用用途別の再生利用量

表 2-3 種類別・利用用途別の再生利用量

種類:変換 (千トン/年)	合計	土木・ 建設資材	セメント 原材料	土壌 改良材	燃料	金属 原料	再生木材 ・合板	その他
合計	811	422	116	81	58	25	11	99
燃え殻	21	2	16	0		0		2
有機性汚泥	14	0	5	2	1			5
無機性汚泥	141	56	11	62		9		4
廃油	34				29			5
廃酸	2		0			0		2
廃アルカリ	9	0	0			0		9
廃プラスチック類	24	0	1		11			11
紙くず	3				0			3
木くず	33	1	0		13		10	8
繊維くず	0	0	0		0			0
動植物性残さ	5							5
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず	17	2	0			14		1
ガラス陶磁器くず	70	30	10	14				16
鉱さい	25	17						8
がれき類	323	304	8	3		0		8
ばいじん	68	4	62	1		0		1
その他の産業廃棄物	24	6	1	0	4	1	0	13

業種別・種類別の最終処分量を表 2-4 に示します。

その他の産業廃棄物の最終処分量は 16 千トンで、建設業が 8 千トン、製造業が 7 千トンとなっています。

がれき類の最終処分量は 13 千トンで、製造業が 8 千トン、建設業が 5 千トンとなっています。

表 2-4 業種別・種類別の最終処分量

(単位:千トン/年)

業 種 類	合計	建設業	製造業	電気・ 水道業	運輸業	卸・ 小売業	学術研究・専 門サービス業	宿泊業・ 飲食業	生活関 連サービ ス業	医療・ 福祉	サービ ス業
合計	68	28	26	9	0	2	0	0	0	1	0
燃え殻	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
有機性汚泥	7		0	7	0	0	0	0	0	0	
無機性汚泥	9	6	3		0	0	0			0	0
廃油											
廃酸											
廃アルカリ											
廃プラスチック類	4	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
紙くず	0	0	0								
木くず	0	0	0		0	0					
繊維くず											
動植物性残さ	0		0								
動物系固形不要物											
ゴムくず	0		0								
金属くず	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0
ガラス陶磁器くず	12	8	4	0	0	0	0	0		0	0
鉱さい	3	0	3								
がれき類	13	5	8	1							
ばいじん	1			1							
その他の産業廃棄物	16	8	7	0	0	1	0	0		0	0

発生量及び処理状況の推移を表 2-5 に示します。

本市の産業廃棄物の排出量は、各種リサイクル法等の整備や企業の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、平成 26(2014)年度までは順調に減少しています。令和元(2019)年度は令和元年東日本台風等の影響により浄水場に取り込まれる原水の濁度が増したことで、浄水場から発生する汚泥の量が増加したことや、建設工事等が増加したこと等の影響を受け、排出量は増加しましたが、長期的には減少の傾向にあります。

再生利用量は、令和元(2019)年度は減少していますが、これは大手企業の再生利用されていた産業廃棄物が有償物となり、廃棄物ではなくなったこと等が影響しています。

減量化量は、令和元(2019)年度は増加していますが、これは減量化率の高い汚泥の排出量が増加したことが影響しています。

最終処分量は、平成 16(2004)年度以降は減少を続けています。以前は、建設汚泥の海洋投入処分がされていましたが、現在は行われていません。

表 2-5 発生量及び処理状況の推移

(単位:千トン/年)

	発生量	排出量	搬出量	資源化量	再生 利用量	減量化量	最終 処分量		保管量	
							埋立処分	海洋投入		
1999年度 (平成11年度)	4,634	3,304	929	2,257	927	2,190	185	126	60	2
2004年度 (平成16年度)	4,962	3,078	1,189	2,890	1,006	1,839	234	124	110	0
2009年度 (平成21年度)	4,704	2,869	1,176	3,286	1,450	1,271	148	95	53	0
2014年度 (平成26年度)	4,380	2,508	833	2,890	1,018	1,366	92	83	9	32
2019年度 (令和元年度)	4,537	2,556	954	2,793	811	1,677	68	68		

※資源化量は有償物量と再生利用量の合計

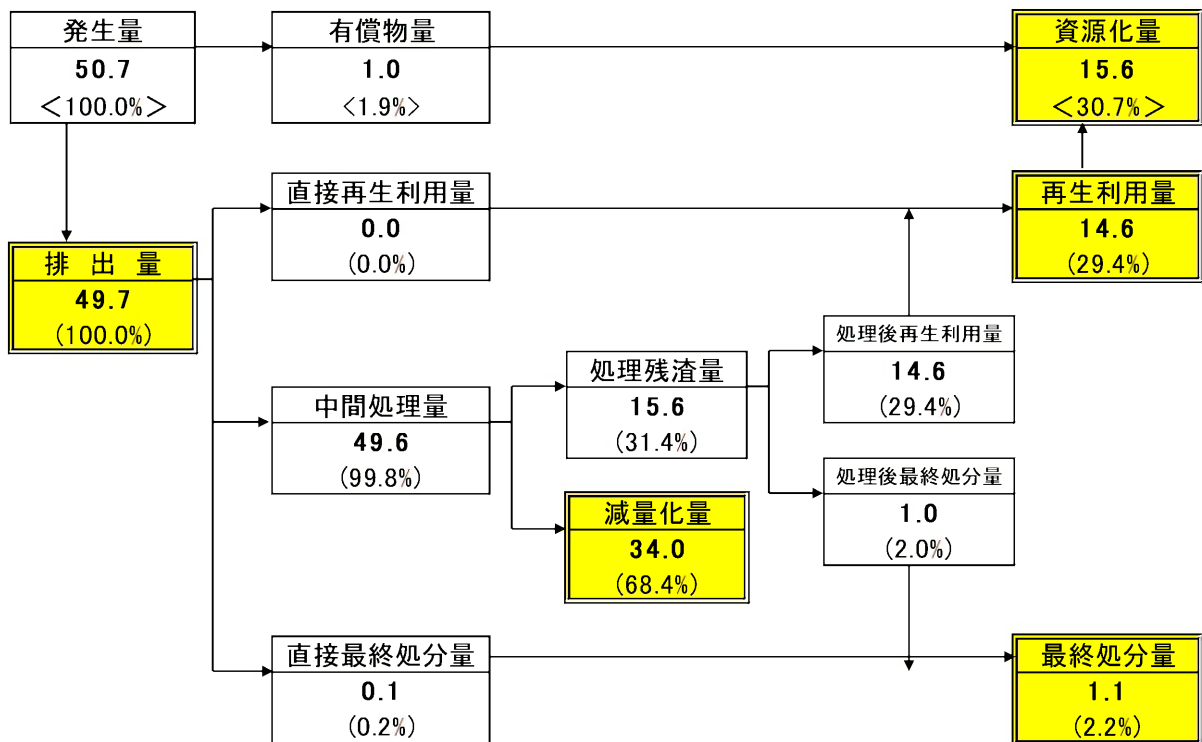
(4) 特別管理産業廃棄物の状況

特別管理産業廃棄物（引火性廃油、腐食性廃酸（pH 2.0 以下）、腐食性廃アルカリ（pH 12.5 以上）、感染性産業廃棄物及び特定有害産業廃棄物）の排出量等については、他の産業廃棄物と同様にアンケート調査結果を基に推定しました。

特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要を図 2-5 に示します。

特別管理産業廃棄物の発生量は、50.7 千トンとなっており、有償物量は 1.0 千トン（発生量の 1.9%）、排出量は 49.7 千トン（同 98.1%）となっています。

再生利用量は 14.6 千トン（排出量の 29.4%）、減量化量は 34.0 千トン（同 68.4%）、最終処分量は 1.1 千トン（同 2.2%）となっています。



(単位:千トン/年)

<>:発生量に対する割合

():排出量に対する割合

図 2-5 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

特別管理産業廃棄物の業種別及び種類別の排出量を図 2-6 及び図 2-7 に示します。

特別管理産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が 39.6 千トン(排出量の 79.6%)と最も多く、次いで、医療・福祉が 5.0 千トン(同 10.0%)となっています。

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、特定有害産業廃棄物が 27.5 千トン(排出量の 55.3%)と最も多く、次いで、腐食性廃アルカリが 7.0 千トン(同 14.2%)、引火性廃油が 6.5 千トン(同 13.0%)、感染性産業廃棄物が 5.0 千トン(同 10.1%)となっています。

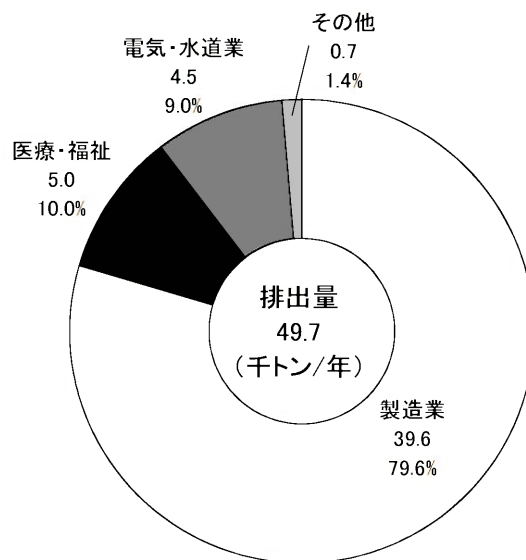


図 2-6 特別管理産業廃棄物の業種別排出量

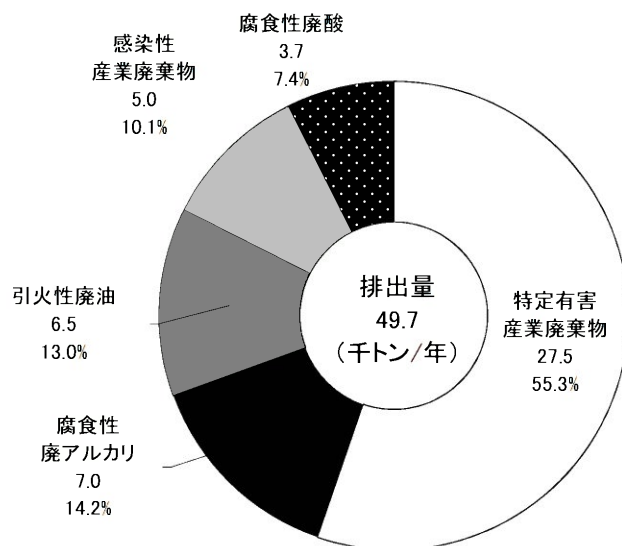


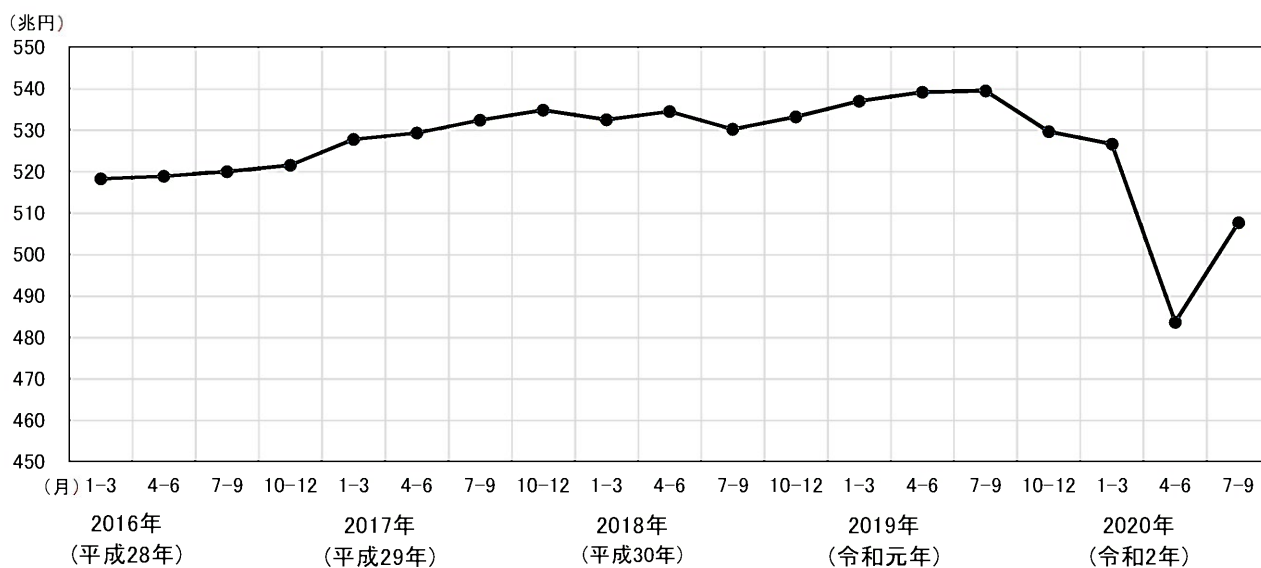
図 2-7 特別管理産業廃棄物の種類別排出量

(5) 産業廃棄物実態調査時における産業廃棄物の将来予測

ア 令和2(2020)年の経済状況

新型コロナウイルス感染症の流行により、日本の令和2(2020)年4月～6月期の実質 GDP は大きく減少しました。7月～9月期は回復していますが、以前の水準には戻っていません。

景気回復は、新型コロナウイルス感染症の流行が収まる時期に左右されることとなりますが、収束時期の目処はついておらず、景気回復まで時間がかかることが予想されています。

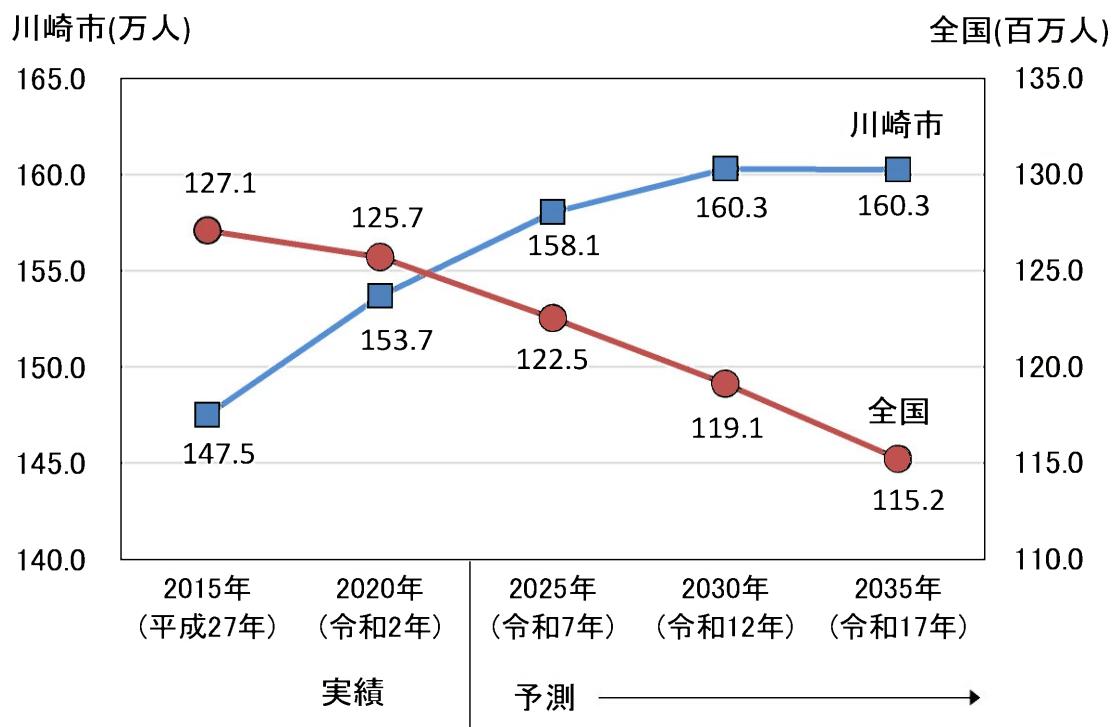


出典：内閣府「四半期別 GDP 速報（令和2(2020)年11月16日公表資料）」

図2-8 日本のGDP（実質季節調整系列）

イ 将来人口の見込み

日本は本格的な人口減少社会へ移行していますが、本市は今後も人口が増加する見込みです。本市の人口は、2030年に158.7万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されています。



出典：川崎市「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（2021年4月）」

内閣府「令和3年版高齢社会白書」

図 2-9 本市の将来人口の見込み

ウ 予測結果

新型コロナウイルス感染症の流行により、景気回復の動向については見通しが困難な状況が続いていることから、令和7(2025)年度の産業廃棄物の排出量についての予測では、産業構造や景気の状態は現状(令和元(2019)年度)と大きく変わらないものとし、将来人口の増加に応じて、下水道業その他の業種の排出量が増加するものと仮定しました。ただし、製造業に関しては、既に公表されている一部の大手企業撤退の影響も予測に反映しました。

業種別、種類別の排出量の予測結果を図2-10及び図2-11に示します。

業種別にみると、製造業が減少し、電気・水道業(下水道業)は微増する見込みとなっており、種類別にみると、汚泥が増加し、がれき類が減少する見込みとなっています。

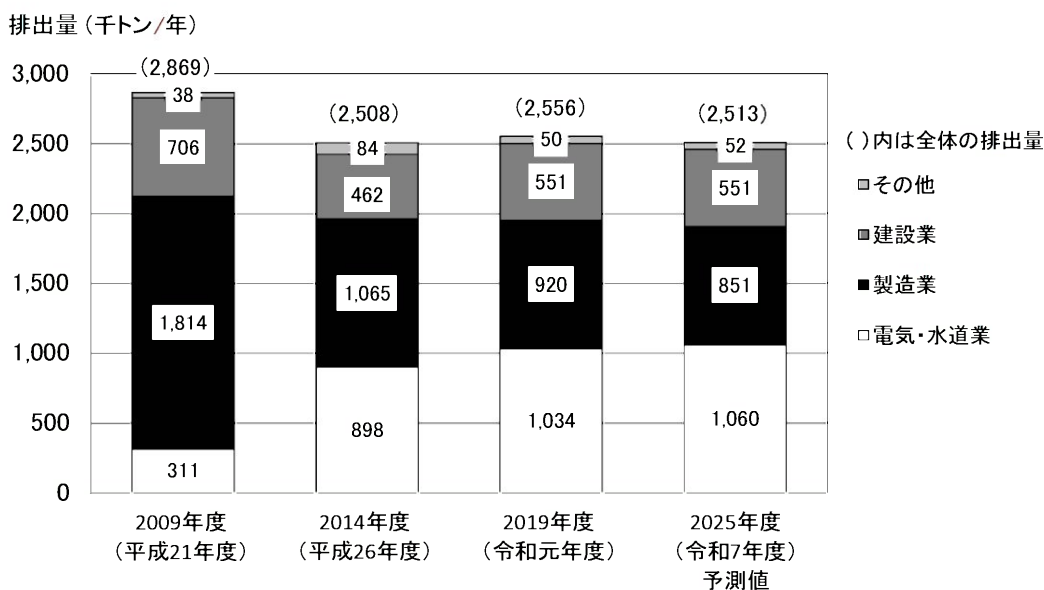


図2-10 業種別排出量の将来見込み

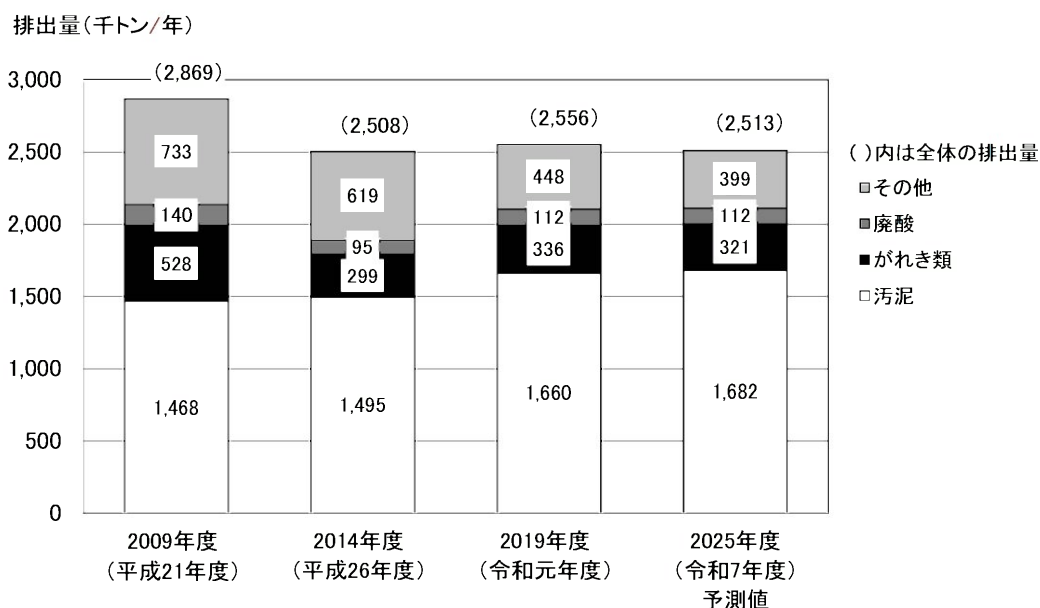


図2-11 種類別排出量の将来見込み

3 温室効果ガスの排出状況

本市の温室効果ガス排出量の推移、平成 30(2018)年度の二酸化炭素排出量の部門別構成比及び廃棄物部門の排出内訳をそれぞれ図 3-1、図 3-2 及び図 3-3 に示します。

本市は、産業系の二酸化炭素排出量が全体の約 77%を占めています。廃棄物部門からの排出量は約 2.4%であり、そのうち約 3 割を産業廃棄物の処理が占めています。

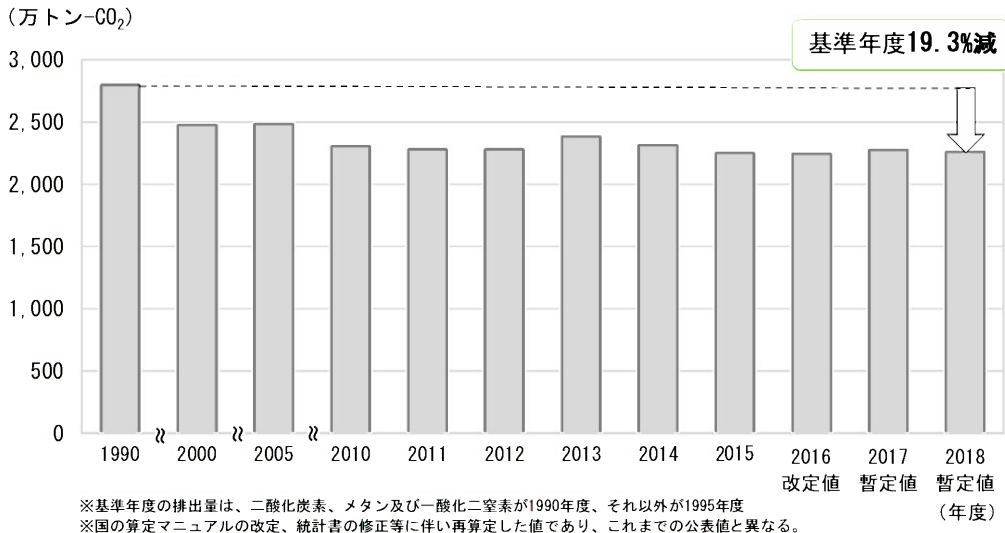


図 3-1 本市の温室効果ガス排出量の推移

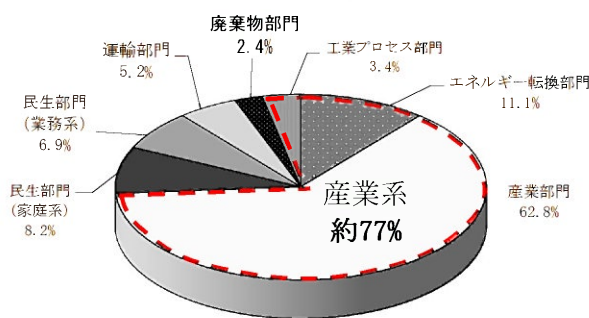


図 3-2 二酸化炭素排出量の部門別構成比(2018 年度)

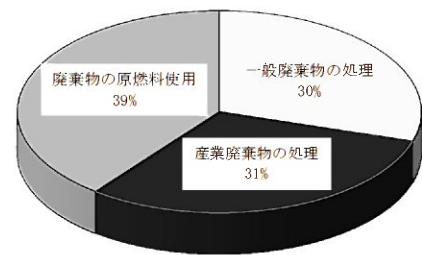


図 3-3 廃棄物部門の排出内訳(2018 年度)

次に、二酸化炭素の部門別排出量の推移を図 3-4 に示します。

産業系の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。民生部門及び廃棄物部門については、全体に占める割合は低いものの、基準年度と比べて増加傾向にあります。

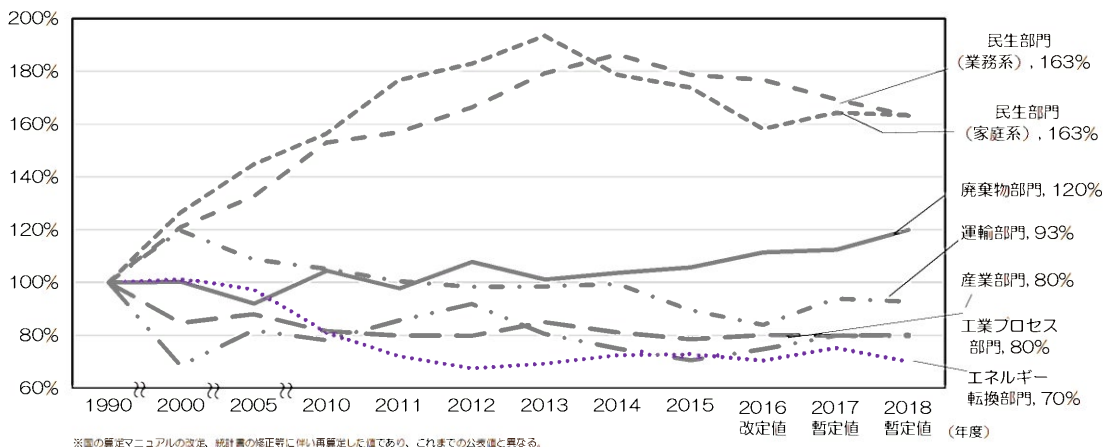


図 3-4 二酸化炭素の部門別排出量の推移 (基準年度 (1990 年度) =100%)

4 川崎市産業廃棄物処理指導計画（第1次～第6次）の概要

名称	第1次処理指導計画	第2次処理指導計画	第3次処理指導計画
計画期間	平成3(1991)年度～平成7(1995)年度	平成8(1996)年度～平成12(2000)年度	平成13(2001)年度～平成17(2005)年度
特徴	最終処分量の低減や不法投棄防止等、事業者への監視・指導に加え、適正処理(有害廃棄物対策等)を推進。また、公共関与による中間処理施設の設備等、処理施設の計画的な確保を推進。	廃棄物の発生抑制・減量化・資源化を推進した上で、最終処分場の負荷の軽減を図るため、中間処理施設の設置を推進。	ダイオキシン対策等の生活環境に配慮した適正処理を推進するとともに、情報公開の拡充・市民参画を推進。
基本理念 (サブタイトル)	大量発生地区としての地域特性を活かして	環境にやさしい循環型のまちづくりをめざして	環境にやさしい循環型のまちづくりをめざして
目標(目的)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かでゆとりある生活の創造 ・健全な産業の発展とその責務 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型社会システムの構築 ・安全で環境への負荷の少ない廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成22年度本市からの産業廃棄物の発生量について、平成11年度(4,634千トン)からの伸び率を「0%」とすること。 ②平成22年度の本市からの産業廃棄物の再資源化率について、「51%」とすること。 ③平成15年度の産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量を、平成10年度と比較して70%削減すること。
施策の柱 (基本方針) (個別計画)	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物問題の総合的な取組みの体制づくり ②産業廃棄物の減量化・資源化の一層の徹底 ③産業廃棄物の処理施設の計画的確保の推進 ④環境汚染等の防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物の発生抑制の推進 ②産業廃棄物の減量化・資源化の推進 ③産業廃棄物の適正処理の促進 ④産業廃棄物の処理施設の設置の推進 ⑤災害廃棄物の処理体制の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①循環型社会形成の推進 ②生活環境に配慮した適正処理の推進 ③地方分権の理念に立脚した施策の推進
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物問題の総合的な取組みの体制づくり ・処理体系全般にわたる適正管理システムの確立 ・総合的な産業廃棄物処理対策の確立 ・調査研究活動の充実 ②産業廃棄物の減量化・資源化の一層の徹底 ・事業者に対する産業廃棄物の発生の抑制指導 ・事業者に対する啓発活動の充実 ・事業者に対する指導育成活動の充実 ・廃棄物交換制度の充実 ③産業廃棄物の処理施設の計画的確保の推進 ・公共関与による中間処理施設の設備 ・最終処分場確保方策の確立 ④環境汚染等の防止対策の推進 ・事業者・処理業者の監視指導体制の強化 ・産業廃棄物の処理施設設置者に対する指導の強化 ・産業廃棄物処理業者の育成指導の推進 ・環境汚染防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物の発生抑制の推進 ・廃棄物の自主管理 ・多量排出事業者等の処理計画の策定 ・管理組織の整備 ②産業廃棄物の減量化・資源化の推進 ・廃棄物の分別の徹底 ・産業廃棄物の減量化・資源化 ・リサイクルの推進 ・廃棄物交換制度の運営・充実 ③産業廃棄物の適正処理の促進 ・適正処理の指導の充実 ・環境汚染の防止 ・処理技術開発の調査・研究 ・情報管理システムの充実・活用 ・関係機関との情報交換・支援等 ④産業廃棄物の処理施設の設置の推進 ・民間による中間処理施設の設置の推進 ・公共関与による中間処理施設の設置の促進 ・広域処理に向けた処理施設の設置の検討 ⑤災害廃棄物の処理体制の整備の推進(防災対策活動マニュアルの策定等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①循環型社会形成の推進 ・産業廃棄物抑制の推進 ・循環型社会形成の推進 ②生活環境に配慮した適正処理の推進 ・中間処理による産業廃棄物の減量化 ・適正処理の推進による環境汚染の防止 ・化学物質への対応(ダイオキシン等) ・行政による情報収集の推進 ・海洋投入処分の廃止に向けた取組 ③地方分権の理念に立脚した施策の推進 ・情報公開の拡充・市民参画の推進 ・地方分権の推進

第4次処理指導計画	第5次処理指導計画	第6次処理指導計画
平成18(2006)年度～平成22(2010)年度	平成23(2011)年度～平成27(2015)年度	平成28(2016)年度～令和3(2021)年度
3Rをより進展させるため、再生利用品の活用推進や企業活動の推進を重視。中間処理施設については処理能力だけでなくその質の向上を図る。	施策の柱に地球温暖化対策を加え、エコ運搬や低環境負荷処理施設の設置を推進。また、継続して3Rを推進し、最終処分量を削減を図る。	施策の柱に災害・緊急時の対応を設定。適正処理に関してはPCB等の有害物質対策を推進し、事業者に対しては自主的取組を促す取組を推進。
産業廃棄物部門からの循環型のまちづくり	環境の保全を前提とした循環型社会の実現	環境保全と安全・安心を確保し、質にも着目した循環型社会の実現
①平成21年度における排出量について、平成16年度の排出量(3,078千トン)を維持します。 ②平成21年度における再生利用率を、32.7%から34.3%にします。 ③平成21年度における埋立処分量を、平成16年度比(124千トン)で2分の1に削減します。	①平成26年度における排出量について、平成21年度の排出量(2,869千トン)を維持します。 ②平成26年度における再生利用率を、50.5%から約53%にします。 ③平成26年度における最終処分量を、平成16年度(234千トン)比で2分の1に削減します。(平成21年度比で約21%削減)	①令和元年度における排出量を2,500千トンにします。 ②令和元年度における資源化率(有償物量+再生利用量)/発生量を70%にします。 ③令和元年度における最終処分量を83千トンにします。
①3Rの推進 ②適正処理の推進 ③企業活動を通じた廃棄物処理への新たな取組	①3Rの推進 ②適正処理の推進 ③地球温暖化対策の推進	①3Rの推進 ②適正処理の推進 ③地球温暖化対策の推進 ④大規模災害時・緊急時の対応
①3Rの推進 ・発生抑制(リデュース)に向けた取組み ・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)に向けた取組 ・再生品の活用促進 ・排出事業者としての市の取組 ②適正処理の推進 ・適正処理に向けた取組み ・適正処理の配置に向けた取組(中間処理施設の充実等) ・特別管理産業廃棄物等の適正処理 ・不適正処理対策 ③企業活動を通じた廃棄物処理への新たな取組み ・排出事業者による処理体制の見直し ・排出事業者による新しい価値の創造へ ・静脈産業全体への波及	①3Rの推進 ・多量排出事業者への産業廃棄物処理計画書等の策定指導 ・廃棄物自主管理事業の推進 ・再生品の活用促進 ・自動車リサイクル法の推進 ・建設リサイクル法の推進 ・市が排出する産業廃棄物の再生利用の推進 等 ②適正処理の推進 ・産業廃棄物処理業の優良化の推進 ・電子マニフェストの普及促進 ・中間処理施設の質的充実に向けた指導 ・緊急時等の産業廃棄物処理体制の普及促進 ・アスベスト廃棄物の適正処理の推進 ・PCB廃棄物の適正処理の推進 ・不法投棄の未然防止 等 ③地球温暖化対策の推進 ・産業廃棄物収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制 ・熱回収施設設置者認定制度の普及促進 ・バイオマス資源の利活用の促進 ・産業廃棄物の処理に関する温室効果ガス排出量の把握 ・産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策の自主的な取組の促進	①3Rの推進 ・多量排出事業者による発生抑制等の推進 ・排出事業者による2Rの推進 ・各種リサイクル法の推進 ・最終処分量の削減指導 ・建設リサイクル法の推進 ・上下水道再生資源の有効活用 ・環境技術を生かした取組の推進 ・グリーン購入の推進 ②適正処理の推進 ・産業廃棄物処理業の優良化の推進 ・電子マニフェストの普及促進 ・アスベスト廃棄物の適正処理の推進 ・PCB廃棄物の適正処理の推進 ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導の充実 ・不法投棄の未然防止 等 ③地球温暖化対策の推進 ・産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策の自主的な取組の促進 ・産業廃棄物収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制 ・廃棄物由来のエネルギー有効活用に向けた普及啓発 ・バイオマス資源の利活用の促進 ④大規模災害時・緊急時の対応 ・大規模災害時の対応 ・緊急時の対応

5 川崎市産業廃棄物処理指導計画策定以降の産業廃棄物施策をとりまく動向

過去の計画 計画期間年度	主な出来事	国の動向	本市の動向
第1次処理指導計画 1991(平成3) }\n1995(平成7)	1989・東京湾アクアラインの工事開始 1995・阪神・淡路大震災の発生 (ダイオキシン類が社会問題となる)	1991・再生資源利用促進法が公布(リサイクル促進のための上流対策) 1993・バーゼル条約に加入 1991, 1993, 1994 ・廃棄物処理法の改正(特別管理廃棄物制度、マニフェスト制度の導入、委託契約書の義務化、廃棄物の輸出入に関する規制、シュレッダーダストの管理型埋立義務化等)	1994・川崎市環境基本計画を策定
第2次処理指導計画 1996(平成8) }\n2000(平成12)	1997・東京湾アクアラインの開通	1998・すべての産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化 1999・ダイオキシン類対策特別措置法が公布、廃棄物減量化の目標量を決定 2000・建設リサイクル法が公布 ・グリーン購入法が公布 ・循環型社会形成推進基本法が公布 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が公布 1997, 2000 ・廃棄物処理法の改正(多量排出事業者処理計画の義務化、公共関係産業廃棄物処理施設の整備促進、規制強化、罰則強化等)	1997・国から本市の臨海部がエコタウン地域の認定を受ける(国内第1号)

過去の計画 計画期間年度	主な出来事	国の動向	本市の動向
第3次処理指導計画 2001(平成13) ┆ 2005(平成17)	2002・青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件が発覚 2004・岐阜市山林における大規模不法投棄事件が発覚 2005・京都議定書の発効	2001・PCB 特別措置法が公布 2002・自動車リサイクル法が公布 2003・循環型社会形成推進基本計画を策定 2003, 2004, 2005 ・廃棄物処理法の改正 (不法投棄の未然防止等の措置、リサイクルの促進等の措置、罰則の強化等)	2001・県・横浜市・川崎市の公共関与型焼却施設「かながわクリーンセンター」が本市で稼働 2005・川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R)を策定
第4次処理指導計画 2006(平成18) ┆ 2010(平成22)	2006・県の公共関与型最終処分場「かながわ環境整備センター」が横須賀市で稼働 2008・リーマンショックによる国際金融危機	2007・ロンドン議定書加入(海洋投棄禁止) 2008・第二次循環型社会形成推進基本計画を策定 2006, 2010 ・廃棄物処理法の改正 (アスベスト廃棄物の無害化处理、排出者責任の徹底、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進、多量排出事業者の罰則規定、熱回収認定制度等)	2010・川崎市環境基本計画の改定
第5次処理指導計画 2011(平成23) ┆ 2015(平成27)	2011・東日本大震災の発生 2015・平成27年9月関東・東北豪雨の発生 ・「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連サミットで採択 2016・食品廃棄物不正転売事件が発覚	2011・放射性物質汚染対処特措法が公布 ・優良産廃処理業者認定制度の運用開始 2012・第四次環境基本計画を策定 2013・第三次循環型社会形成推進基本計画を策定 2015・廃棄物処理法の改正 (災害廃棄物処理の原則、災害時の廃棄物処理施設の設置手続きの簡素化等)	2015・川崎市総合計画を策定 2016・川崎市建設リサイクル推進計画を策定 ・川崎市一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量未来へつなげるエコ暮らしプラン)を策定

過去の計画 計画期間年度	主な出来事	国の動向	本市の動向
第 6 次処理指 導計画 2016(平成 28) }	<p>2016・熊本地震の発生 ・パリ協定の発効</p> <p>2017・水銀に関する水俣条 約が発効 ・中国が使用済プラ スチック等の輸入 禁止措置を実施</p> <p>2018・平成 30 年 7 月豪雨 の発生</p> <p>2019・バーゼル条約第 14 回締約国会議 (COP14) が開催 ・令和元年東日本台 風の発生</p> <p>2020・新型コロナウイルス 感染症による初め での緊急事態宣言</p> <p>2021・東京オリンピック・ パラリンピック競 技大会</p>	<p>2016・持続可能な開発目標 (SDGs)実施指針</p> <p>2017・廃棄物処理法の改正 (不適正処理への対応 強化、有害使用済機器 の適正な保管等の義務 付け)</p> <p>2018・災害廃棄物対策指針の 改定 ・第五次環境基本計画を 策定(SDGs、パリ協定 を反映) ・第四次循環型社会形成 推進基本計画を策定</p> <p>2019・プラスチック資源循環 戦略を策定 ・食品ロス削減推進法が 公布</p> <p>2020・特別管理産業廃棄物多 量排出事業者に電子マ ニフェストの使用を義 務化 ・菅総理が所信表明演説 にて令和 32(2050)年 脱炭素社会実現を表 明 ・建設リサイクル推進計 画 2020 の策定</p> <p>2021・プラスチック資源循 環促進法の制定</p>	<p>2018・川崎市総合計画第 2 期 実施計画を策定 ・川崎市地球温暖化対策 推進基本計画の改定 ・川崎市一般廃棄物処理 基本計画(第 2 期行動 計画)の改定</p> <p>2019・川崎市持続可能な開発 目標(SDGs)推進方針を 策定 ・国から SDGs 未来都市 に選定される ・川崎市災害廃棄物等処 理実施計画</p> <p>2020・川崎市地域防災計画 (震災対策編)の修正 ・川崎市廃棄物の処理及 び再生利用等に関する 条例の改正(災害時の 廃棄物処理施設の設 置手続きの簡素化) ・かわさきカーボンゼロ チャレンジ 2050 を策 定 ・川崎市プラスチック資 源循環への対応方針 を策定</p> <p>2021・川崎市環境基本計画の 改定</p>

6 用語解説

●アスベスト（石綿）廃棄物

アスベスト（繊維状ケイ酸塩鉱物）を含有する廃棄物。飛散性の有無から、「廃石綿等（飛散性アスベスト）」と「石綿含有廃棄物（非飛散性アスベスト）」に分類されます。

●石綿含有廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物、若しくは産業廃棄物（廃石綿等を除く）であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを指します。

●一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭での通常の生活を営む上で排出される「家庭系一般廃棄物」や事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物である「事業系一般廃棄物」が含まれます（産業廃棄物の項目を参照）。

●エコ運搬制度

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物等の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対し、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を要請する制度のことです。

●SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（エスディー・ジー・ズ）は「Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

●温室効果ガス

地球の大気圏にあって、赤外線を吸収し、再び放出する性質を持つ気体の総称です。この性質により、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気圏に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めることを温室効果と呼び、温室効果ガスには、CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が該当します。

●海洋プラスチックごみ

プラスチックごみ等による海洋汚染は、近年国際的な問題となっており、プラスチックごみが陸上から海洋へ流出する量は世界全体で年間数百万トンとされています。プラスチックは自然環境では分解されにくい特性のため、海洋中の浮遊量は増大していき、令和32(2050)年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

●川崎市環境基本計画

川崎市環境基本条例に基づき、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画です。

●川崎市グリーン購入推進方針

グリーン購入法において、地方公共団体においては、環境物品等の調達目標値等を設定した調達方針を年度毎に策定し、その方針に基づきグリーン購入を推進することが努力義務として規定されています。

●川崎市総合計画

市のめざす都市像やまちづくりの基本目標を定める、市政運営の礎となる計画で、平成 28(2016)年度から概ね 10 年を対象期間としています。

●川崎市地域防災計画

災害対策基本法に基づく計画で、市域における震災の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とするとともに、各局室区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものです。

●川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例

低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、地球温暖化対策推進基本計画の策定、事業活動地球温暖化対策計画書及び結果報告書の提出義務、開発事業地球温暖化対策書提出の義務等を定めた条例です。

●川崎市廃棄物不法投棄等防止連絡協議会

不法投棄及びごみの散乱等の未然防止を図り、国や警察等の関係機関等との連携を強化するための協議会です。

●環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について、環境省が策定した計画です。

●感染性廃棄物

医療関係機関等の医療行為等に伴って生ずる廃棄物のうち、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し又はそのおそれのあるものを指します。

●九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市（九都県市）により、九都県市における廃棄物問題を解決するためのシステムづくりや市民への啓発を

行うための委員会です。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する前に、その必要性を考慮するとともに、購入する場合は環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための法律です。

●最終処分場

発生した廃棄物のうち、経済的、技術的な理由から資源化が困難な廃棄物や資源化などを埋立処理するための施設をいいます。産業廃棄物の最終処分場は埋め立てる廃棄物の種類により安定型、管理型及び遮断型に分けられます。

●川崎市災害廃棄物等処理計画

地域防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、市が策定した計画です。

●産業廃棄物処理計画書

廃棄物処理法において、多量排出事業者は(1) 産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み、(2) 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項、(3) 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項、(4) その他産業廃棄物の処理に関し必要な事項を記した産業廃棄物処理計画書の提出が義務付けられています。

●産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）

東京都の呼びかけにより、関東甲信越及び福島、静岡地区の自治体で構成され、産業廃棄物の不適正処理防止のための取組を連携して実施しています。

●事業活動地球温暖化対策計画書・事業活動地球温暖化対策結果報告書

温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者は、計画的かつ継続的な温室効果ガス排出量の削減を図るため、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた計画書及び報告書を作成することが義務付けられています。

●事業計画書

産業廃棄物処理業者が作成する産業廃棄物の処理に関する事業計画で、事業全体の概要や産業廃棄物処理の作業マニュアルなどを記載した書類です。

●シュレッダーダスト

廃自動車や廃家電を破砕し、鉄や非鉄金属などの再利用資源を回収した後に残るガラス・ゴム・プラスチック類などからなる廃棄物のことです。

●循環型社会

①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

●循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための法律です。

●循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境省が策定した計画です。

●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されていることから、それらの再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした措置を講じるための法律です。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再資源化及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るための法律です。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

●3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取組で、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）を示します。

●脱炭素化

今世紀後半の世界全体での温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成に向けて、化石燃料利用への依存度を引き下げることなどにより温室効果ガス排出を低減していくこと。

●多量排出事業者

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上の事業場を設置している事業者が該当します。

●中間処理

産業廃棄物の減量化、減容化、安定化、無害化、資源化等の処理のことです。

●電子マニフェスト

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みのことです。利用者はパソコンなどを使って、簡単にマニフェストの登録・報告ができ、情報の管理が容易となります。

●熱回収

廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房、給湯、温水プール等に利用することをいいます。また、サーマルリカバリー又はサーマルリサイクルともいいます。

●熱回収施設設置者認定制度

廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（熱回収施設）を設置し、要件に適合している場合は、都道府県知事等の認定を受けることができ、定期検査義務の免除等の特例を受けることができる制度です。

●廃棄物自主管理事業

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が協調して、排出事業者が行う 3R 及び適正処理に向けた自主的な取組を促進するために、平成 8 年度から進めている事業のことです。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

●バーゼル条約

1980 年代に、先進国からの廃棄物が途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生したことを受け、こうした課題に対処するために採択された条約です。

有害物質を含む廃棄物や再生資源などの貨物の輸出入を行う場合に、当該貨物がバーゼル法に規定する「特定有害廃棄物等」や廃棄物処理法に規定する「廃棄物」に該当する場合には、関税法の手続きに加え、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の承認、環境大臣による確認等を受けることとなっています。

令和3(2021)年1月の改正では、汚れたプラスチックが対象として追加されました。

●パリ協定

平成27(2015)年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約で、平成28(2016)年11月4日に発効されました。

●PCB 廃棄物

PCBは、油状の物質で科学的に安定な性質を有していることから、電気機器の絶縁油、ノンカーボン紙等に利用されてきましたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件により人体への影響が明らかになったことで、現在は製造、輸入ともに禁止されています。

PCB廃棄物とは、廃PCB等(廃PCB原液、PCBを含む絶縁油等)、PCB汚染物(PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず等)、PCB処理物を指します。また、PCB濃度が1kgあたり5,000mgを超えるものは高濃度PCB廃棄物、PCB濃度が1kgあたり5,000mg以下(可燃性PCB汚染物にあつては、1kg当たり100,000mg以下)のものは、低濃度PCB廃棄物と分類されます。

●PDCA サイクル

計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のことです。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)

多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じようとするものです。

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)

PCB廃棄物の処分及び保管を適正に行うための法律です。PCB廃棄物の処分期限や国及び都道府県による処理計画の策定などが定められています。

●マイルストーン

本来は道路に1マイルごとに置かれている標石のことを指す言葉です。プロジェクトを完遂するために重要な中間目標地点の意味で使われています。

●マニフェスト(産業廃棄物管理票)

産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的に、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、交付するものです。産業廃棄物の名称、

収集運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意事項などを記載し、交付することで、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が把握することができます。

●無機性汚泥

汚泥のうち、主に水分と無機性残渣からなるものを指します。

●有機性汚泥

汚泥のうち、主に水分と有機性残渣からなるものを指します。主に、下水処理場などから発生する汚泥が挙げられます。

●優良産業廃棄物処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

7 川崎市環境審議会開催経過

開催日	会議等	審議内容
令和3年1月21日	令和2年度 第3回環境審議会	➤ 産業廃棄物に関する施策の方向性について (諮問)
令和3年1月28日	第1回 廃棄物施策推進部会	➤ 現状及び課題の整理 ➤ 施策の柱及び目標の検討
令和3年3月9日	第2回 廃棄物施策推進部会	➤ 基本理念、目標、施策の柱及び個別施策の設定
令和3年5月14日	第3回 廃棄物施策推進部会	➤ 産業廃棄物に関する施策の方向性について (部会報告案)
令和3年7月13日	令和3年度 第1回環境審議会	➤ 産業廃棄物に関する施策の方向性について (答申案)
令和3年8月20日	環境審議会答申	➤ 産業廃棄物に関する施策の方向性について ➤ (答申)

8 川崎市環境審議会委員名簿

(1) 廃棄物施策推進部会委員名簿

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	北沢 雄三	市民公募	市民代表	
2	栗山 常吉	川崎工業振興倶楽部 (昭和電工株式会社 川崎事業所 KPR 推進室長)	市民代表	臨時
3	瀧村 治雄	川崎市全町内会連合会会長	市民代表	
4	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	部会長
5	永井 敏元	神奈川県産業資源循環協会 (株式会社中商 執行役員・CRセンター統轄所長)	市民代表	臨時
6	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 (環境学専攻) 教授	環境政策、環境システム科学	
7	宮脇 健太郎	明星大学理工学部教授	廃棄物工学、衛生工学	副部会長

※令和3年1月21日から

(50音順、敬称略)

(2) 川崎市環境審議会委員名簿（第9期）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	浦野 敏行	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
2	神木 一枝	市民公募	市民代表	
3	北沢 雄三	市民公募	市民代表	
4	大野 輝之	自然エネルギー財団常務理事	環境・エネルギー政策	臨時
5	落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	環境経済学、経済政策	臨時
6	栗山 常吉	川崎工業振興倶楽部 (昭和電工株式会社 川崎事業所 KPR 推進室長)	市民代表	臨時
7	小泉 幸洋	CC 川崎エコ会議運営委員会委員長 産業・環境創造リエゾンセンター専務理事	市民代表	臨時
8	小林 敬古	市民公募	市民代表	
9	佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授	都市環境工学	会長
10	關 剛治	市民公募	市民代表	
11	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科准教授	環境化学、エアロゾル科学	
12	瀧村 治雄	川崎市全町内会連合会会長	市民代表	
13	竹内 勝	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
14	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	
15	永井 敏元	神奈川県産業資源循環協会 (株式会社中商 執行役員・CRセンター統轄所長)	市民代表	臨時
16	中島 伸	東京都市大学都市生活学部准教授	都市工学、都市計画	
17	中山 育美	川崎市地球温暖化防止活動推進センター (公益財団法人 廃棄物3R研究財団 上席研究員)	市民代表	臨時
18	馬場 健司	東京都市大学環境学部教授	環境政策論、政策科学	
19	平野 創	成城大学経済学部経営学科教授	経営史、経営学、化学産業論	臨時
20	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群（環境学専攻）教授	環境政策、環境システム科学	
21	藤野 純一	地球環境戦略研究機関 都市タスクフォースプログラムディレクター	環境・エネルギーシステム	
22	水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
23	宮脇 健太郎	明星大学理工学部教授	廃棄物工学、衛生工学	
24	森 安男	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
25	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授	緑地環境計画	
26	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	都市環境工学、大気環境科学	副会長

※任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(50音順、敬称略)

川崎市産業廃棄物処理指導計画（案）について御意見をお寄せください

川崎市では、これまで3Rを基本とした産業廃棄物の適正処理等に取り組んできた結果、産業廃棄物の排出量や最終処分量は概ね減少傾向にあります。今後は3Rや適正処理等の推進に加え、脱炭素社会、プラスチック資源循環、災害廃棄物対策等への対応も求められています。

こうした社会状況の変化等を踏まえて施策を推進していくため、川崎市産業廃棄物処理指導計画（案）を策定しましたので、皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和3年11月26日（金）～12月27日（月）

※持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市役所第3庁舎16階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 各生活環境事業所、各処理センター
- (4) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール
川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市役所第3庁舎16階）
- (3) ファクシミリ
FAX 番号 044-200-3923（環境局生活環境部廃棄物指導課）

《留意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、令和4年3月頃にホームページで公表します。

5 問い合わせ先

環境局生活環境部廃棄物指導課

電話 044-200-2596 / FAX 044-200-3923

意見書

題名	川崎市産業廃棄物処理指導計画（案）について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在 地)＊区名まで			
意見の提出日	令和3年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

川崎市産業廃棄物処理指導計画(案)に対する意見

--	--	--	--

- ・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課		
電話番号	044-200-2596	FAX番号	044-200-3923
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 (川崎市役所第3庁舎16階)		